

令和4年度第13回石垣市教育委員会3月定例会会議録

日時 令和5年3月24日(金)  
午前10時30分開会  
午後4時30分閉会  
場所 石垣市役所2階 大会議室3

出席者 【教育長及び教育委員】

教 育 長	崎 山 晃
教育長職務代理者	金城 綾子
委 員	南 和 秀
委 員	浦 崎 美紀子
委 員	新 里 裕 樹

【教育委員会事務局等職員】

教育部長	天 久 朝 市
教育総務課長	仲 間 千加史
学務課長	小 底 正 弘
学校教育課長	前 三 盛 敦
いきいき学び課長	吉 村 安 史
文化財課課長補佐兼記念物係長	寄 川 和 彦
市史編集課長補佐兼市史編集係長	山 盛 心 山
博物館館長	砂 川 栄 秀
学校給食センター主任	石 垣 智 美
図書館館長	久 原 道 代
教育総務課長補佐兼企画調整係長	内 原 正 勝
教育総務課企画調整係	仲 山 忠 優

傍聴人 報道関係者1名(八重山毎日新聞)

議事

- (1) 議案第59号 令和5年度教育委員会事務局・教育機関(学校を除く)定期人事異動内示の承認を求めることについて
- (2) 議案第60号 令和5年度教育委員会学校関係職員(幼稚園教諭を除く)定期人事異動内示の承認を求めることについて
- (3) 議案第61号 臨時代理の承認を求めることについて(令和5年度教育委員会学校関係職員(幼稚園教諭等)定期人事異動内示について)
- (4) 議案第62号 令和5年度石垣市立幼稚園医、園歯科医及び園薬剤師の委嘱の承認を求めることについて
- (5) 議案第63号 学校施設の使用に関する協定の締結について(かわはら幼稚園、みやなが幼稚園)

- (6) 議案第 64 号 石垣市立小学校放課後使用可能教室等活用指針に係る学校施設使用に関する協定の締結について（石垣小学校ほか）
- (7) 議案第 65 号 石垣市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について
- (8) 議案第 66 号 石垣市少子化対策給付事業学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (9) 議案第 67 号 石垣市学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (10) 議案第 68 号 石垣市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱について
- (11) 議案第 69 号 石垣市就学援助規則の一部を改正する規則について
- (12) 議案第 70 号 石垣市立小中学校指導要録等の電子化による取扱要綱の制定について
- (13) 議案第 71 号 石垣市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
- (14) 議案第 72 号 石垣市教育委員会研究指定校実施要綱の制定について
- (15) 議案第 73 号 石垣市部活動指導員配置事業実施要綱の制定について
- (16) 議案第 74 号 児童生徒の自律支援事業実施要綱の制定について
- (17) 議案第 75 号 外国語学習支援事業実施要綱の制定について
- (18) 議案第 76 号 石垣市通学路安全推進会議設置要綱の制定について
- (19) 議案第 77 号 石垣市コミュニティ・スクールモデル校における学校運営協議会設置要綱の制定について
- (20) 議案第 78 号 石垣市社会教育事業委託要綱の制定について
- (21) 議案第 79 号 臨時代理の承認を求めることについて（平久保小学校学校用地の行政財産目的外使用の許可について）
- (22) その他

<p>崎 山 教 育 長</p>	<p>みなさんこんにちは。令和4年度第13回石垣市教育委員会定例会を開会します。はじめに会議の傍聴についてお諮りしたいと思います。石垣市教育委員会会議規則第7条に「会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で会議を非公開とする議決があったときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。本日の議事の21件中3件については、令和5年度の人事についてであります。つきましては、議案第59号『令和5年度教育委員会事務局・教育機関（学校を除く）定期人事異動内示の承認を求めることについて』から議案第61号『臨時代理の承認を求めることについて（令和5年度教育委員会学校関係職員（幼稚園教諭等）定期人事異動内示について）』までは非公開とし、録音も止めることとします。議案第62号以降については公開とします。それでは、本日の議事については、一部非公開とすることとしてよろしいですか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>崎 山 教 育 長</p>	<p>前回の「第10回臨時会」、「第11回臨時会」、「第12回2月定例会」の会議録について質疑・訂正等がありますでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>崎 山 教 育 長</p>	<p>それでは、それぞれの会議録について承認してよろしいですか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>崎 山 教 育 長</p>	<p>次に、今回の会議録署名人について、今回は新里委員と浦崎委員を指名します。よろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>崎 山 教 育 長</p>	<p>それでは、一般報告に入ります。質疑応答は全員の報告が終わった後にまとめて行います。金城委員より順に報告をお願いします。</p>
<p>金城教育長職務代理者</p>	<p>はい。報告いたします。3月11日は大浜中学校の卒業式に参列しました。礼儀と秩序の卒業生。バトンを受け継いだとばかりに積極的に活動していた在校生。優しく見守っていた先生方。そして新聞にもあったように卒業生全員が歌う卒業生の歌。素晴らしい卒業式でした。2つ目は3月16日、教育研究所（令和4年度第41期）成果実践報告会並びに修了式に参列し教育長が議会対応のため教育長祝辞を代読いたしました。西原貴和子先生のご指導の下、小学校特別活動に石垣小学校の宮良貴子先生、適用指導教室の浅井みさ乃先生方の発表は実践的ないい発表でした。学校教育課の方々が一体となって取り組まれていることに感謝し、石垣市の教育の底力になることを実感しました。3点目、3月21日は大浜小学校の卒業式に参列しました。保護者と先生方の愛情をいっぱい受けて未来へ誘ういい卒業式でした。以上です。</p>
<p>崎 山 教 育 長</p>	<p>ありがとうございました。次に南委員よろしくお願ひいたします。</p>
<p>南 委 員</p>	<p>はい、一般報告を行います。3月11日崎枝小中学校の卒業式に出席し祝辞を代読いたしました。卒業生は小学校1名、中学校1名でした。3月16日（令和4年度第41期）研究教員と適用指導教室あやばに学級特別研究員の成果実践報告会並びに修了式に出席いたしました。3月23日宮良小学校の卒業式に出席し祝辞を代読いたしました。卒業生は19</p>

崎 山 教 育 長  
浦 崎 委 員

名でした。報告は以上です。

ありがとうございました。次に浦崎委員よろしくお願いいたします。

はい。3月12日白保中学校の卒業式でしたがインフルエンザにかかってしまい天久教育部長に代わっていただきました。ありがとうございます。3月16日41期の教育研究所成果実践報告会では、宮良先生、浅井先生お二人の報告はパソコンを活用した内容になっていて最近のIT授業のわかりやすさが実践の中で活かされていて印象深い修了式でした。3月23日昨日ですが平真小学校の卒業式が9時半から行われました。92名の卒業生がいました。コロナも終了ということでしたが6年生のみの出席で他の生徒には会えず、マスクもするよとの指定だったようでまだまだマスク外す生活とは無縁なのかなと思いました。平真小学校は地域の人が駆けつけてくれて卒業生たちを祝ってくれたことが印象的な式でした。以上です。

崎 山 教 育 長  
新 里 委 員

ありがとうございました。次に新里委員よろしくお願いいたします。

一般報告を始めます。3月11日石垣第二中学校の卒業式に出席してきました。今年の卒業式からノーマスクという話がでていましたが今回はコロナでなくインフルエンザの流行ということで、会場には3年生のみで1,2年生は教室から画面を通して参加するというかたちでした。3月16日、令和4年度市立教育研究所第41期研究教員とあやばに学級特別研究員の成果実践報告会と修了式に参加してきました。3月23日伊野田小学校卒業式では卒業生1名の小規模校のためマスクなしで、しっかり距離感を保つ工夫をしながら温かみのある素敵卒業式でした。印象的だったのが今回の卒業生がリーダー的な存在のお兄ちゃんだった様で、在校生が凄くさびしそうにしていることと、頼んだぞというようなやりとりが心を打たれました。

また新しいリーダーが育まれてくるんだなと思いました。

崎 山 教 育 長

ありがとうございました。次に、教育長の日程報告です。

(教育長日程報告 令和5年2月25日～令和5年3月31日)

各 委 員

それでは、先程の各委員の報告について、質疑はありますか。

崎 山 教 育 長

(なし。)

続いて議事日程の決定についてですが、議事日程については、原案どおりとしてよろしいですか。

各 委 員

はい。

崎 山 教 育 長

ありがとうございます。それでは、議事に入ります。議案第59号から61号までの議案は非公開としますので関係職員以外の職員は退出をお願いします。また、録音も停止してください。

(録音停止・退室)

崎 山 教 育 長

それでは改めましてみなさんこんにちは。午前中に令和4年度第13回石垣市教育委員会定例会の非公開の会議を行いました。引き続き定例会を再開いたします。傍聴人の方は石垣市教育委員会会議傍聴人規則に定める傍聴人の遵守事項を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

まず始めに、議案第62号『令和5年度石垣市立幼稚園医、園歯科医及び園薬剤師の委嘱の承認を求めることについて』事務局より提案、説明をお願いします。

子育て支援課長	提案・説明
岐山教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
浦崎委員	すみません、白保の方は何徳子さんとお読みするのですか。
子育て支援課長	坏（あくつ）さんとお読みします。
浦崎委員	ありがとうございます。
新里委員	幼稚園の医師と歯科医と薬剤師は年間どのような関わり方をするのか教えてください。
子育て支援課長	園医師と歯科医師については定期的に検診と相談業務をお願いしています。薬剤師に関しては水質調査など含めてお願いします。
新里委員	ありがとうございました。
岐山教育長	他に質疑等がありますか。
各委員	（なし。）
岐山教育長	それでは、議案第 62 号『令和 5 年度石垣市立幼稚園医、園歯科医及び園薬剤師の委嘱の承認を求めることについて』は承認としてよろしいですか。
各委員	はい。
岐山教育長	それでは次に、議案第 63 号『学校施設の使用に関する協定の締結について（かわはら幼稚園、みやなが幼稚園）』事務局より提案、説明をお願いします。
子育て支援課長	提案・説明
岐山教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	27 ページに記載されている協定書（使用者の遵守事項）第 3 条（9）より「ひびや剥離等以上…」の以上という字は違うのではないかと。
子育て支援課長	31 ページ第 3 条（8）に記載されている「異常」の字で訂正をお願いします。
岐山教育長	他に質疑等がありますか。
各委員	（なし。）
岐山教育長	それでは、議案第 63 号『学校施設の使用に関する協定の締結について（かわはら幼稚園、みやなが幼稚園）』は、原案どおり可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
岐山教育長	こども未来局子育て支援課におきましてはここで退席となります。議案の説明ご苦労様でした。 では次に、議案第 64 号『石垣市立小学校放課後使用可能教室等活用指針にかかる学校施設使用に関する協定の締結について（石垣小学校ほか）』事務局より提案、説明をお願いします。
学務課長	提案・説明
岐山教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
南委	確認なんですけど、わかば学童クラブの使用が令和 5 年 8 月 31 日までとあるがなぜですか。
学務課長	以前議案であげさせていただいた際、耐震基準が満たされていないため貸出期間を 1 年と定め、その間に違う場所を探す条件としていました。契約が 9 月からなので 1 年後となる 8 月 31 日を期限としました。
南委	わかりました。
岐山教育長	他に質疑等がありますか。

金城教育長職務代理者	使用者の遵守事項が場所によって 10 項目あったり、11 項目だったりバラつきがあります。(9) で記載されている「施設にひびや剥離等異常を認めるときは、直ちに使用を中止し、甲及び乙に報告すること」が抜けているのですが、大事なことではないかと思えます。また (2) 「使用が許可された施設、時間以外に使用してはならない」がカットされているのでどの学校も同じように直したほうがよいのではないのでしょうか。今後は 11 項目の遵守事項でお願いできないですか。
学務課長	今後精査してできるものは統一していきたいです。
嶺山教育長	他に質疑等がありますか。
新里委員	今回申請してきているところが継続としていますが令和 4 年度から令和 5 年度にあたって、減ったり増えたり増減はありますか。学童は親にとって助かる場所なので実情を教えてください。
学務課長	昨年はわかば学童クラブが途中から増え 7 団体、1 団体減っていますのははなまる学童クラブで昨年までは宮良小学校の場所をお借りしていたのですが今回幼稚園に移ったことで、こども未来局のほうで担当しています。事実上数は減っておりません。
新里委員	ありがとうございます。
嶺山教育長	他に質疑等がありますか。
南委	ずっと継続している事業だと思いますが、実施していて不都合な事、苦情ではないですが報告があったことはありますか。
学務課長	昨年宮良小学校のはなまる学童クラブでお借りしていた教室で雨漏りがあったと、建物の不具合での報告はありましたが運営上での苦情等はなかったと思われま。
南委	この雨漏りは解消されているのですか。
学務課長	2 階が詰まって水浸しになったことによる水漏れでしたので早急にタイル屋に依頼し解消しています。
南委	わかりました。
嶺山教育長	ではよろしいでしょうか。他に質疑等がありますか。
各委	(なし。)
嶺山教育長	それでは、議案第 64 号『石垣市立小学校放課後使用可能教室等活用指針にかかる学校施設使用に関する協定の締結について (石垣小学校ほか)』は承認でよろしいですか。
各委	はい。
嶺山教育長	それでは次に、議案第 65 号『石垣市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について』事務局より提案、説明をお願いします。
教育総務課長	提案・説明
嶺山教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	73 ページ第 7 条 (5) 学級又は学校行事によって給食を必要としなくなった場合とありますがとても大変かと思えます。なぜかと言いますと学級ごとのものになる、例えばインフルエンザなどでこのクラスだけ学校出停や振替になったりなど小学校はこういったことが出てくるので、「学級又は」は消して「学校行事等に」としたらどうでしょうか。学級までいれると恐ろしい計算になるかと思えます。
教育総務課長	学級とした場合事務处理的には非常に大変かと思えますが、ただその前

		の方ではまた個人毎に日割り計算ができるとして、学校行事等はできて学級ではできないとの理由付けが難しいかなという気はします。今現在も給食を提供しているなかで同様のやりかたで運用しておりますので市民サービスの一環としてやったほうがいいのかなと思います。
南 委 員		個人でインフルエンザや出停や前もって入院するなどした場合は個人のしほりもできるのですよね。それは何条でしたか。
教 育 総 務 課 長		(1) から (3) までで個人に対しての日割り計算が可能ということでの条件です。基本的には食材を購入した後は難しいですが、前でしたら日割り計算で給食費は徴収しませんよというかたちで条件をつけて定義しています。
南 委 員		学級閉鎖の場合は翌日なんですね。第7条の(4)と(5)の学級又はと同じ意味合いかと思いますが、学級閉鎖の場合は翌日からで、(5)はその日で行事等で前もってわかるということですよ。確認でした。
教 育 総 務 課 長		(1) から (3) については児童生徒の都合によるもの、(4)と(5)については学校側の判断に基づいて給食を提供しないとするもので、その分につきましてはこちらで負担しますよということになります。
新 里 委 員		私も質問してよろしいですか。今の部分ですが休むと届け出をした時には今現在は学校の給食担当が毎月誰がいくら頼んだか記録していて毎年2月あたりに4千円払っているうちの端数を個別に出している。これの管理は教育総務課の給食費担当が行うのですか。
教 育 総 務 課 長		細かい調整はまだ行っていませんが、毎日報告してもらうのか、月単位でしてもらうのか、そのあたりまだ調整はできていません。今まで学校事務が記録をこちらに報告を求めたうえで、こちらが管理ということになります。個人の食数を学校が管理しこちらの報告をし、年度末に調整をする。
崎 山 教 育 長		月々のものは3千円、4千円のもので納付書を出しておくということですか。
教 育 総 務 課 長		年間の当初に報告してもらっていた年間予定食数に応じて毎月の給食費を算定して、日割り計算の分は年度末の11期で調整するということになります。5千名分となるので大変ではあります。
崎 山 教 育 長		そうすると口座引き落としの人も銀行やコンビニで払う人にも納付書は届けることになるか。
教 育 総 務 課 長		そうです。1回まとめて11期分まで納付書をお渡しして、最初に全額納めていただいた場合は、日割り分については年度末の11期に計算してお返しする。
新 里 委 員		10期までをあらかじめやっておいて11期だけ日割り計算して徴収した方がいいんじゃないですか。そうしたら還付はしないですよね。
教 育 総 務 課 長		事務負担含めてやってみないとどちらがいいかわからないです。
南 委 員		話脱線して申し訳ありませんが、これはデータでの管理となりますか。
教 育 総 務 課 長		そうです。システムで行います。
南 委 員		わかりました。よかったです。
崎 山 教 育 長		督促の第9条ですが、事務局の方から発送する、それとも学校を通して保護者に渡すのかどんなですか。
教 育 総 務 課 長		事務局から直接保護者に個別で送ります。
崎 山 教 育 長		そうすると郵送や事務経費がかかるということだね。

教 育 総 務 課 長	はい、本来そういった経費については督促料金として通常税金とかであれば 100 円を徴収して事務負担を補っている。給食費に関しては督促料はいただかないでこちらの負担で行う予定です。
崎 山 教 育 長 新 里 委 員	他に質疑はありますでしょうか。 先ほどの徴収の仕方ですが 72 ページの第 4 条 3 項に書いてあるのは、1 期から 10 期年額との差額を最終の 11 期に徴収すると書いてあるのでそうしたら還付しなくて済むんじゃないですか。
教 育 総 務 課 長 崎 山 教 育 長	そうです。 それでは議案第 65 号『石垣市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について』は承認としてよろしいですか。
各 委 員 崎 山 教 育 長	はい。 次に、議案第 66 号『石垣市少子化対策給付事業学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について』、議案第 67 号『石垣市学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について』は、議案第 68 号「石垣市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱について」、議案第 69 号『石垣市就学援助規則の一部を改正する規則について』は、給食費に関する事なので一括で事務局より提案・説明をお願いします。
学 務 課 長 崎 山 教 育 長	提案・説明 公会計に伴うものでしたのでまとめて説明しましたが、どの条文でも構いません質疑がありましたらお願いいたします。
崎 山 教 育 長	ちょっとよろしいでしょうか。80 ページです。条文第 4 条は委任状をもらわないことになりましたが、8 条の方で委任を受けた校長が保護者に代わって請求し充てるとあります。この時の委任はどのようにしますか。
学 務 課 長	こちらは別紙様式を削除させてもらってますので、その中にこの文言を削除して、特別支援学校につきましてはこの委任状をいただくという様式を作りました。特別支援学校につきましては給食費の支払い方法が、給食センターに行くものとは違って単独で自分たちで調理しているものですから、それで給食費は学校が直接管理していることからそちらの方とやり取りをするためにこれを残しています。
崎 山 教 育 長	現行のところでは、8 条は 1 項しかなくて改正には 2 項がつかます。改正の 2 項には県立特別支援の子供も対象とわかるんだけどこれまでは対象ではなかったんですか。
学 務 課 長	いいえ。少子化対策とこの学校給食費助成金第三子以降については、石垣市に属する児童生徒になりますので対象でした。 今回、助成金の文言を削除したことから、こちらを追加しなければいけなくなったということです。
崎 山 教 育 長	わかりました。他に質問はありますか。 よろしいでしょうか。
各 委 員 崎 山 教 育 長	(なし) それでは、議案第 66 号『石垣市少子化対策給付事業学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について』、議案第 67 号『石垣市学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について』、議案第 68 号『石垣市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱につ



各 委 員  
崎 山 教 育 長

いて』、議案第 69 号『石垣市就学援助規則の一部を改正する規則について』は承認としてよろしいですか。

はい。  
補足になりますが、これまで 25 校の校長先生や学校職員でもって給食費を徴収したり、督促をしたりして、議会でも申し上げましたが石垣市の徴収率は 11 市の中で一番良いんですね。それでも令和 2 年度から 3 年度にかけてまた徴収率が上がっています。これは学校の負担を減らすために公会計をするんですけれども今後は、教育委員会の事務局の一人か二人でやることとなりますので大変な作業になります。これまで徴収率を比較していましたが、今後は納付率が課題になるのではないかと、食べた人が納める義務があると私は思っておりますので、そのあたり気づいたことは改善し取り組んでいきますので、委員の皆様も 4 月以降市民からいろいろ問い合わせがあると思いますが 4 月以降は、公会計でスタートしますので、市民の様々な声をこちらに届けていただければと思います。

崎 山 教 育 長

次に議案第 70 号『石垣市立小中学校指導要録等の電子化による取扱要綱の制定について』及び議案第 71 号『石垣市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について』について事務局より提案説明をお願いします。

学 校 教 育 課 長  
崎 山 教 育 長  
金城教育長職務代理者

提案・説明  
議案 70 号及び 71 号について質疑がありましたらお願いします。  
とうとう指導要録なども電子化になったということで、時代の流れを感じます。質問ですが、第三条のただしのあと。教育長が特に別の必要があるときはその限りでないと思いますが、例えばどういうことが考えられますか。

学 校 教 育 課 長

想定としては公務支援システムの機能が不具合でうまく働かないケースや、その処理する学校において取扱いに関して不慣れな状態があり、うまくできないケースが考えられますが、その他にもまだあるかもしれません。

崎 山 教 育 長

要するに電子データを原本として保存するとき必要があれば紙でも保存できるということですか。

学 校 教 育 課 長

そうですね。他市の事例も参考に要綱を作っているんですけれども、まだ我々は実施していない部分で、どのようなことが想定されるかというのは未知の部分です。何かあった場合に、そこで、教育長が特に必要と認めた場合はその限りではないという文言が生きてくるのかなと考えています。

南 委 員

デジタルデータで保存するというのは大変賛成です。要するに大体文書を保存してあるのは学校の校長室ですよ。出席簿であったり指導要録であったりと紙の場合だと嵩張り大変でした。しかし本来は保存年限が決まっていますので、その年限がきたら破棄すれば済む話ですができない。校長として学校にいったら何十年も前の校長のものからおかれている指導要録などは廃棄することが難しい。出席簿ぐらいなら良いですけれども。また、保存年限がまちまちなので、例えば指導要録でも学籍と成績の保存年限は違ってますよね。学籍は永年ですよ。

学 校 教 育 課 長	卒業台帳等や沿革史は永年で、指導要録は20年です。
南 委 員	指導要録で、学籍と成績などの保存年限は違ってきますよ。
学 校 教 育 課 長	そうなんです。この処務規程にはその内訳は細かく規定されていないです。
南 委 員	永年保存のものについて、サーバーだけの保存で不安があつてこれでよいのかどうか。例えばDVDに記録して一つは別に保存するとかそういう方法をとらなくてもいいのかなという気がするのと、これに沿革史が入っていない。この表の中に沿革史が入っていないということは、沿革史はデジタル化しないで文書で保存するのですか。
学 校 教 育 課 長	本年度で一気に実施すると混乱しますので、まず一番必要なものから行い次年度以降において機能を強化していきます。
南 委 員	沿革史は紙保存しても大して嵩張らないと思うんですけども、電子データにして紙にプリントアウトし保存してもいいわけです。それでサーバーだけの保存でいいのかなと、サーバーがダウンした時のバックアップがないと大丈夫なのかなと思います。もう一つ出席簿と学校日誌もデジタル化で保存するというんですけども、日常からデジタル化されているならそれを保存すればよいが、ところが学校日誌とか出席簿は毎日毎日手書きしていますよね。手書きであればまたデジタル化しないといけないという二重手間ですよ。
学 校 教 育 課 長	今、電子でやっている学校も増えてきています。
南 委 員	出席簿もすべてデジタル化していますか。
学 校 教 育 課 長	はい。今年度から出席簿から通知表までそのまま反映されるシステムになります。
南 委 員	出席簿はこれまで別冊で授業の時に持って行ったのがなくなって、タブレットを持って行ってますか。
学 校 教 育 課 長	いいえ。先生が戻って入力することになります。
南 委 員	紙の出席簿を持って行って戻って入力するのですか。
学 校 教 育 課 長	はい。
南 委 員	そしたら労力が軽減されないのでは。
学 校 教 育 課 長	出席に入力したものが、指導要録に反映されますので。紙に写すという作業がなくなります。
南 委 員	毎日紙で行って、学期にデジタル化すればよいということですねわかりました。学校日誌はどうなりますか。
学 校 教 育 課 長	学校日誌も打ち込んで、職員室の電子黒板に反映させる学校が増えていきますので、この機能をそのまま使って保存したほうが・・・
南 委 員	学校日誌は教頭が一日一日入力するんですか。
学 校 教 育 課 長	そうです。手書きをやめてこれを入力するという形になります。
南 委 員	教頭先生が入力したものの認印はどうなるのか。最後は校長先生が行う認印もこのシステムでやりますか。
学 校 教 育 課 長	細かいところは確認しないとわからないですがそうなると思います。学校日誌までデジタル化する必要があるのかなと思います。
南 委 員	ようするに毎日の学校日誌はこれまでどおりやっておいて、最後は沿革史に反映されるんですよ。それで保存年限は5年ですので、それまでやる必要があるかと思ひます。これはこれまでどおりで、永年保存の沿革史だけやれば良いのかなと。業務が煩雑になるのではない

	か。同じことをやるなら年間指導計画をやったほうがよいのかなと思いました。
学 校 教 育 課 長	はいそれと年間指導計画と週案がリンクするようになりますので、公務支援システムを導入するとかなり楽になると思います。
南 委 員	それなら良いと思います。
金城教育長職務代理者	学校日誌は人によって新聞の切り抜きがあったり、まちまちなですの でそのあたり現場から質問があるのかなって思います。
新 里 委 員	ここでいう電子化の定義は、手書きしたものなどをスキャンした ものですか。今、聞いていたら新聞の切り抜きもあるので、そのあたりど うするのか質問がありそうですね。
学 校 教 育 課 長	あれは、学校で最後に卒業のしおりを作成しますので、それで表彰な どの出来事をまとめたりするためにやっている教頭先生がいます。日 誌に貼っておくとあとで振り返る時に便利なんですね。それでだんだ んそれを充実させていく人が多いです。
崎 山 教 育 長	サーバーのバックアップについて説明してください。
学 校 教 育 課 長	導入業者はエディコムという会社で、そのWEBサーバーになりま す。もちろん保存は2重3重とされていますので大丈夫です。
新 里 委 員	議案70号になりますが、5条の禁止事項についてですが、この禁止事 項に触れてしまった場合罰則等がありますか。 やはりデータ管理となった場合、情報が漏洩したり大手企業でも起き ていますので、こちらがあった場合の罰則等は考えていますか。
学 校 教 育 課 長	議案70号だけでなく、公務員は、情報漏洩などについては服務違反に なりますのでその辺での対応になります。
崎 山 教 育 長	他に質疑等がありますか。
各 委 員	(なし。)
崎 山 教 育 長	それでは、議案第70号『石垣市立小中学校指導要録等の電子化による 取扱要綱の制定について』、および議案71号『石垣市立小学校及び中学 校管理規則の一部を改正する規則について』は承認としてよろしいです か。
各 委 員	はい。
崎 山 教 育 長	次に議案第72号『石垣市教育委員会研究指定校実施要綱の制定につい て』事務局より提案説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長	提案・説明
崎 山 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	研究指定校は公募制とありますが、この公募については、積極的な研究 姿勢を育てるといふねらいがあつて公募にしたと思いますが、公募がな かった場合の対応についてどのように考えていますか。
学 校 教 育 課 長	これまで道徳研究校などは、輪番制や回数を確認し教育委員会がお誘い していましたが、それでも申し込みをするという制度でしたので、公募 制になったとしてもそこは変わりません。積極的に参加していただきたい と思います。申し込みがない場合は教育委員会から推薦して公募して もらうという形をとりたいと考えています。
金城教育長職務代理者	これまででは、輪番制であり活発ではなかった学校現場が、公募制にな るといふことは大変良いことだと思います。しかし今までは輪番制だっ たから申し込みしたと思いますが、これが公募制になった時には、いろ

学校教育課長	<p>いろいろ支障があると思います。教育委員会は学校現場に積極的にかかわり公募制を盛り上げてほしいと思います。</p> <p>指導主事や情報担当も含め全面的なバックアップ支援をしていきたいと考えています。</p> <p>また、研究費の支払いですが、これまで備品費や旅費、報償費などへの組み換えが必要な場合、どうしても議会を待って組み換えしたりするなど、日程調整しないと支出ができないこともありました。これを委託費にすることによって、学校の研究状況に合わせて活用できるということになりスムーズに研究できるメリットが加わります。</p>
新里委員	<p>第5条の4、5項に公表するという部分がありますが、これはいしがき教育の日に成果報告も併せて行うような流れになっていますか。</p>
学校教育課長	<p>通常は、公開授業などで研究発表会を行うことになります。いしがき教育の日では、PDFにQRコードをのせて、そこで資料を閲覧できるように考えています。その年の重点的な研究であれば、舞台上での発表とかいうこともあるかと思います。</p>
新里委員	<p>報告会が一つの教室や部屋で行われたりすると、同僚の先生方や他の学校に広く伝わらないこともあるかと思います。教育の日などを活用して発表することでたくさんの人に伝わります。いい取り組みですので形は様々あると思いますが今年も教育の日を楽しみにしたいと思います。</p>
嶺山教育委員長	<p>他に質疑等がありますか。</p>
各嶺山教育委員長	<p>(なし。)</p>
各嶺山教育委員長	<p>それでは、議案第72号『石垣市教育委員会研究指定校実施要綱の制定について』は、原案どおり可決としてよろしいですか。</p>
嶺山教育委員長	<p>はい。</p>
嶺山教育委員長	<p>次に議案第73号『石垣市部活動指導員配置事業実施要綱の制定について』事務局より提案説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>提案・説明</p>
嶺山教育委員長	<p>ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。</p>
新里委員	<p>この要綱に小学生も含まれるのかと、最初は思いながら聞いていたのですが部活動は中学生限定ですので、この要綱、石垣市中学校部活動指導員配置に変更した方が、誤解がなく良いかと思います。</p>
学校教育課長	<p>以前の設置要綱には中学校と入っています。また、県の要綱も中学校における事業という形になっていますので、中学校を入れる内容に訂正させてください。</p>
新里委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
嶺山教育委員長	<p>要綱のタイトルを石垣市中学校部活動指導員配置事業に訂正することですね。</p>
学校教育課長	<p>はい。</p>
浦崎委員	<p>今まで、スポーツが移行することを想定していましたが、今日この要綱の文言で中学校における文化部活動指導員の配置事業というものを目にしました。文化部の指導員の配置とはどう考えればよろしいでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>郷土芸能や、マーチングバンドなどがあります。郷土芸能部は今、外部指導員という形で学校に来て指導してもらっていますが、練習会場は学校を使って指導もその方にお任せしています。スポーツでいえば民間の</p>

		クラブ活動と同じように、多少の月謝等を受けとって運営しても良いことになっています。
浦南	委員	ありがとうございます。
南	委員	整合性があるかなと思い質問しますが、これ石垣市の中学校部活動指導員配置事業実施要綱ですよね。この中で第5条のところの第5号。地域での部活動に代わり、地域で部活動に代わりうる質の高い活動できる十分な体制を整えるための検討委員会を設置し計画を策定すると。部活動配置の実施要綱に、部活動に代わる活動機会を確保できる検討委員会を設置するところに整合性があるのかと思いますがいかがでしょうか。
学校教育課長		今地域移行の検討委員会を立ち上げて、体育協会や校長会会長、中体連事務局などを入れた話し合いをしているところです。
南	委員	地域移行はわかりますが、これは指導員配置に関する実施要綱ですので、その中にこれが入ってくるという事は違うのではないかと。これはこれで別にしなければならないのではないのでしょうか。中学校の部活動にかわる地域の部活動の規則や要綱などが出てくるなら話は分かるが、この中にこれが入ってくるというところが整合性とれていないのかなと思います。部活動の指導員を配置する事業ですよね。
学校教育課長		目的に教職員の業務負担軽減を入れているところで、教育委員会の役割として5号を入れています、整合性の検証はしないといけないかなと思います。
南	委員	地域での部活動に代わる活動の場を、地域型スポーツなんかというものが推進されているというかあまり実にはならなかったけどあのような感じで、これは別問題と思うのですが。そしてこれができた時に学校の部活動をそれに移行していくという事ならわかりますが、こっちは配置事業なのになぜこの文言があるかというところです。これは指導員配置事業ですよね。
学校教育課長		わかりました。削除も含めてこれは検証させてください。
崎山教育長		それでは5条の第5号については、削除等を含めて検討して決めるという事でよろしいでしょうか。
		移行期の部分なので多分そこが関連して入れた文言だと思いますが事務局で検討してください。そうすると99ページ3項に第1項第5号の検討委員会の必要な事項は別に定めるとありますので、これを削除した時は3項も削除することになります。一応、地域移行の検討委員会は実際、設置して中学校部活動と小学校少年スポーツについての検討委員会で検討しているんですよね。そういう意味では、その検討委員会から部活動の派遣が出来たりするものがあるかと思って、多分入れていると思いますが。
学校教育課長		一緒に考えるか分けて考えるかという事だと思います。分けて考えても支障はないかと思います。
崎山教育長		教育委員会の役割部分について、これはもう部活動配置事業で別に考えましょうか。
学校教育課長		はい。
崎山教育長		現在、指導員配置事業では4名配置しているんですか。
学校教育課長		はい。5名予算措置していますが、配置できたのは4名です。
崎山教育長		参考までに男女別で部活を計算すると90近くあって、外部コーチとい

学校教育課長	<p>う形ではそれなりの数はいますが、このように正式な部活動指導員という責任をもってやっているものは、今4名しか希望がないということです。</p> <p>今、この部活動指導員が3年目ですがなかなか増えない。あと中学校の指導員は生徒指導も含めて、業務負担が大きい。</p> <p>現在、一番有効な手立てというのはスポーツ少年団が、中学生まで団員でいることができるということがありますので、場所を提供しそのスポーツ少年団に同じように中学校の部活もいく。今、二中バレー部とかも似たような状況が起こっています。ミニバスケットもです。そのまま継続したいという方が徐々に出てきているので、その移行が一番早いのかと思っています。</p> <p>ただ、中学校の中で生徒指導の要でもあったので、その指導者との連携が、小学校ができるのか。石中バレー部で消防の大濱さんがよく指導していましたけど、そのまま中心になってやっている方に指導者として、クラブチームでもいいんですけどもスポーツ少年団としてそこに任せしていくということ。それが今一番有効な手立てかなと思いい検討しているところです。</p>
崎山教育長	<p>まずは、休日です。土曜日か日曜日かどちらかの外部コーチから取り組んでいくことが望まれています。</p> <p>先ほど部活の数も言いましたけども一応協力する外部コーチはたくさんいますが、このような責任を持つてということになると4名ということです。いろいろな方策を練ってやっていくということです。</p>
崎山教育委員長	<p>それでは、よろしいでしょうか。</p> <p>(なし。)</p>
崎山教育長	<p>それでは議案第73号『石垣市部活動指導員配置事業実施要綱の制定について』は修正可決としてよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
崎山教育長	<p>それでは次に、議案第74号『児童生徒の自律支援事業実施要綱の制定について』事務局より提案説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>提案・説明</p>
崎山教育長	<p>この内容については、ページの要項とほぼ同じという事ですか。</p>
学校教育課長	<p>ページの要項はさらに細かくなります。職務とか日誌などを加えたものになります。</p>
崎山教育長	<p>ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。</p>
南委員	<p>4条5条の今教育長から指摘があったところですが、教育長が別に定めるとするのは職務とかサポートとか日誌とか要項になるんですけども、この要項のページのもの、これに参考資料として添付してください。恐らく日誌などの形式になると思いますが、でもそれを添付したほうがわかりやすいと思います。</p>
学校教育課長	<p>次回から添付します。</p>
崎山教育長	<p>他に質疑等がありますか。</p>
各委員	<p>(なし。)</p>
崎山教育長	<p>それでは議案第74号『児童生徒の自律支援事業実施要綱の制定について』は可決としてよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>

崎 山 教 育 長	次に議案第75号『外国語学習支援事業実施要綱の制定について』事務局より提案説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長	提案・説明
崎 山 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
浦 崎 委 員	現在、小中学校に派遣されている外国語の支援員は何名ぐらいいるんでしょうか。
学 校 教 育 課 長	5名の支援員を配置しております。
浦 崎 委 員	配置校というのはやはり大きな学校になりますか。
学 校 教 育 課 長	いいえ。5名で担当校を決めて輪番で回っています。
浦 崎 委 員	ありがとうございます。
崎 山 教 育 長	たとえば言うと、伊原間中学校を中心に北部を回るなどのような配置ですか。
学 校 教 育 課 長	いいえ。その先生の特性や、移動手段、学校からの要望などを配慮しながら配置しています。
崎 山 教 育 長	小規模校なども回っていますか。
学 校 教 育 課 長	全部回っています。
崎 山 教 育 長	他に質疑等ありますか。
各 委 員	(なし。)
崎 山 教 育 長	それでは議案第75号『外国語学習支援事業実施要綱の制定について』は可決としてよろしいですか。
各 委 員	はい。
崎 山 教 育 長	次に議案第76号『石垣市通学路安全推進会議設置要綱の制定について』事務局より提案説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長	提案・説明
崎 山 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	この機関団体の中に、その他教育委員会が必要と認めるものあるいは、団体とありますので、もしよかったら、交通安全母の会も入れて欲しいと思います。なぜかという、交通安全母の会は1年間に、4回春夏秋冬のそれぞれ10日間で合計40日は、交通安全で集まったり立哨したりしています。それと同時に毎月1日と20日必ずしてるんですね。それともう一つ交通安全マスコットを1年生に対してあげてますよね。それも作っているし、それから交通安全祈願のため観音堂に行ってお祈りしているんですね。その方たちをもう少し巻き込んでほしいなという感じがいたしますけれどもどうでしょうか。
学 校 教 育 課 長	はい。ありがとうございます。こちらずっと活動していただいて、危険箇所などを熟知している方が多いし、思いも強いので、その他ではなくてメンバーの中に入れてたいと思います。これから打診はしますがメンバーという形で調整させてください。
新 里 委 員	先ほどの金城委員と似た様な意見になりますが、通学路の危険箇所の把握というところで、子供たちの通学する側と対象に運転している側、運転の数がすごく多いといえばタクシーになります。八重山タクシー事業協同組合もあるので、会議の場にそういった人も来てもらい「実はあそこの道路はよく子供と接触しそうになるんでよね」などの意見をもらえたら、両者の危ない箇所が抽出できると思いますので、こちらもご検討いただけたらと思います。

	あと一点、要綱というところで会議について、年に何回開催するとかありますか。
学校教育課長	交通安全プログラムの方に1年に1回合同点検を実施して、合同点検実施の時期が原則10月というような形で書かれているところです。
新里委員	もしよろしければ要綱ですので、見える化してしっかり会議を行う義務付的なものができればよいと思います。また、時期が6月とありますがこれが入学前なのか入学してからなのか、石垣市の要綱ですので追記も検討していただければと思います。
学校教育課長 金城委員長職務代理者	はい。検討いたします。 各学校に安全マップがありますよね。それとの関連や、スクールゾーンとの関連などはどのようになっていますか。例えば本土なんかでは、班を組んで必ず上級生が、旗をもって班の後ろの方について順番良く並んで雨の日も風の日も登校していますよ。そういうのがよいのかどうかわからないけれども、そのようなスクールゾーンの設置とか細かいものなどもこれからは必要ではないかと思います。もし良かったらそういうところもどこかで組み立てて入れるような組織にしていきたいと思います。
学校教育課長	ありがとうございます。こちら道路の危険箇所集団登下校の時にラインがないところで事故が起きたというのがあります。主に道路を管理する団体が集まってハード面を改修する組織になるんですけどもこの中で学校の安全教育や安全指導などソフト面の話も出てくると思います。それを生かしていく組織にしたいと思います。ありがとうございます。
崎山教育長	先ほどの安全プログラムの目的の方に平成25年12月6日通知を出したという事が書いてありますが、話し合いを持ったあとには、それぞれが、話し合ったら内容をそれぞれ組織に戻り事業に生かしていけるように要綱にしています。通知で終わるのではなくて組織を作り改善する内容になっております。先ほど金城委員が言った内容などをこの会議で発信してそこにスクールゾーン作ったらどうかと、意見交換したらその担当部局が持ち帰ってやる。そういう組織になるということです。
学校教育課長	実際は行政ですので、予算があればすぐ実施できますが改善の検討を立てたり、次年度以降で予算化が必要になることも出てきます。概ね1年から2年で改善が進んでいくのかなと考えております。
崎山教育長	それでは、よろしいでしょうか。
各委員	(なし。)
崎山教育長	それでは議案第76号『石垣市通学路安全推進会議設置要綱の制定について』は石垣市交通安全母の会を加えるということで修正可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
崎山教育長	次に議案第77号『石垣市コミュニティ・スクールモデル校における学校運営協議会設置要綱の制定について』事務局より提案説明をお願いします。
学校教育課長	提案・説明
崎山教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
学校教育課長	令和5年度は宮良小学校がモデル校になっており、令和6年度から希望する学校から随時コミュニティスクール化していこうと考えています。



	学校評議員との併用はできないので、これに移行するという形になります。
新 里 委 員	まずは、宮良小学校の説明会に、子供の派遣引率があり参加できなくて申し訳ございません。確認ですが、この要綱はどこか先に作られているものを参考にしているのですか。
学 校 教 育 課 長	コミュニティ・スクールモデル校というものはあまりなくて、コミュニティスクール実施要綱というものがあり、これを参照にして作っております。
新 里 委 員	わかりました。少し第3条の3号4号が気になりました。ここまで踏み込んだ承認を得るとなると、学校側としてきつい部分もあるのかなと感じましたが、もともとあるコミュニティスクールの要綱をそのまま当てはめているというところですよ。組織構成というところ、極端な話コミュニティスクールの役員などが凄いいことを言ってきたら検討しなければいけないなどそこまでする必要があるのでですか。
学 校 教 育 課 長	個人的なことはできないことになっております。また、コミュニティスクールには教育委員会が結構かかわります。委員の解任もできます。まず委員を校長が指名し、先に組織をつくります。メンバーは必ず地域の方でなくても良くて、いろいろな有識者を入れて運営することができます。大事なのは学校長を含め教職員が自分たちの教育課程の編成であったり組織であったりそれをしっかりまず説明できるかという事です。しっかり説明をして理解を得たうえで、共同参画というかですかね運営体制を作れるかというところが、今後大事なところになります。地域を巻き込んでいく力、一緒に協働する力が求められてきます。
新 里 委 員	あと2点ほどありますが、10条の報酬について5千円を支払うという義務はありますか。5千円はあったらうれしいですが、すごく大変な割には5千円なので、逆にボランティアの方が、価値があがるのかなと思います。
学 校 教 育 課 長	学校評議員が今5千円で運営されています。全国的には会議1回につき幾らなどのような制度になっていますが、それだと会議が多ければ集まりが持てないというデメリットも出てきますし、24校ありますので、それに10名ということと、教育委員会の体力も含めるとやはりこれまでと同じ5千円でぜひお願いできないかなと考えているところです。
新 里 委 員	個人的には報酬が無くてもやる人が必要かなと思い質問しました。次に傍聴人の件ですがこれは規則がありますか。13条4項結構踏み込んだ話で、公にはできない話もありそうなので、学校内部や生徒を守るという意味でもなにか傍聴人を制限できる規則があったほうがよいと思いますがご検討ください。
学 校 教 育 課 長	ありがとうございます。13条関係については検討いたします。
新 里 委 員	16条の2号協議会としての合意形成が行うことがとあるんですけども、合意形成を行う方が文書的には良いかと思います。
学 校 教 育 課 長	ありがとうございます。今の傍聴人のところをこちらで検証するというのでいいですか。ただこれはモデル校の一年限りのものになると思います。なので、残すか、見直すかはお任せいただけたらと思います。
新 里 委 員	はい。ご検討ください。
崎 山 教 育 長	それでは、よろしいでしょうか。

各 崎 山	委 教 育	員 長	(なし。 それでは第77号『石垣市コミュニティ・スクールモデル校における学校運営協議会設置要綱の制定について』は修正可決としてよろしいですか。
各 崎 山	委 教 育	員 長	はい。 次に議案第78号『石垣市社会教育事業委託要綱の制定について』事務局より提案説明をお願いします。
いきいき学 教 育	び 課 長	長	提案・説明 ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
いきいき学 南 委	び 課 員	長	条文の間の書式を詰める決まりがありますので、修正をします。 一講座あたり一人当たり原材料費は500円が上限ということですか。
いきいき学 い 崎	び 課 長	長	安いという認識はありますが、幅広く受講する機会を設けるために500円としました。
い 崎	教 育	長	それでは、よろしいでしょうか。
各 崎 山	委 教 育	員 長	(なし。 それでは議案第78号『石垣市社会教育事業委託要綱の制定について』は行の部分詰めるということで可決としてよろしいですか。
各 崎 山	委 教 育	員 長	はい。 次に議案第79号『臨時代理の承認を求めることについて(平久保小学校用地の行政財産目的外使用の許可について)』事務局より提案説明をお願いします。
学 崎 南	務 教 育	課 員	長 提案・説明 ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
学 崎 南	務 教 育	課 員	学校の敷地を借地するという事ですよ。終わったら原状回復して戻すということですよ。
学 崎 各	務 教 育	課 員	長 はい。 それでは、よろしいでしょうか。
学 崎 各	務 教 育	課 員	(なし。 それでは議案第79号『臨時代理の承認を求めることについて(平久保小学校用地の行政財産目的外使用の許可について)』は承認としてよろしいですか。
学 崎 山	務 教 育	課 員	長 それではその他についてですが、その他の報告はございますでしょうか。
学 崎 山	務 教 育	課 員	長 今回、その他についての報告はございません。 それでは、議事については以上となります。最後に各課報告をお願いします。
各 崎 南	課 教 育	等 の 員	長 (配付資料に基づき報告) ただいまの各課の報告について、質疑はありますか。
各 崎 南	課 教 育	等 の 員	長 入学式は4月10日ですか。
学 崎 南	校 教 育	課 員	長 今回、管理規則を見直して10日が始業式になりますので、11日の入学式が多いと思います。
学 崎 南	校 教 育	課 員	長 前回お伝えしましたが、この日程には詳細な日にちの調整はできていませんが、4月に3市町の教育委員会協議会を開催したいと思いますのでその件について、また調整させていただきたいと思います。
学 崎 山	校 教 育	課 員	長 5月に180名近くが参加する沖縄県の総会がありますので、その事前準備

教育総務課長

備や役割分担を確認する意味で、4月下旬に考えております。3市町と日程を調整したうえで連絡したいと思います。

定例会前にお渡ししました、今の定期総会並びに研修会についてということで通知文をお渡ししておりますが、分科会の出席の希望確認をさせていただきますと思います。第一分科会 AB が教育行政に関する事で、テーマが学校部活動の地域移行についてになります。こちら会場を二つに分けて同一テーマで行われます。第二分科会が学校教育に関する事でテーマが GIGA スクール構想導入後の活用事例並びに ICT を活用した平和教育についてというテーマになっております。次に第三分科会が社会教育に関する事で、テーマが教育協働に関する現状と課題になっておりましてできれば会場が被らないように分けてお願いしたいと思います。第一希望から第三希望まで聞いておきたいと思います。

崎山教育委員長  
各委員  
崎山教育委員長

これが終わったら事務局に伝えておくということによろしいですか。

はい。

それでは、午前中から 21 議案を協議していただきありがとうございました。また、午後においては 18 議案あるなかでしっかり指摘していただきありがとうございます。修正改善が必要なものは訂正して告示したいと思います。それではこれで令和 4 年度第 13 回石垣市教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れさまでした。

閉会 午後 4 時 30 分